⑷　北関東防衛局
受付窓口　北関東防衛局総務部契約課契約審査第２係
所在地　〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館
電話　048―600―1800（内線2443）
管轄区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
⑸　南関東防衛局
受付窓口　南関東防衛局総務部契約課契約審査第１係
所在地　〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57横浜第２合同庁舎
電話　045―211―7143（内線7417）
管轄区域　神奈川県、山梨県及び静岡県
⑹　近畿中部防衛局
受付窓口　近畿中部防衛局総務部契約課契約審査第１係
所在地　〒540―0008 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67大阪合同庁舎第２号館
電話　06―6945―5741
管轄区域　富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
⑺　東海防衛支局
受付窓口　東海防衛支局会計課契約審査係
所在地　〒460―0001 愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１名古屋合同庁舎第１号館
電話　052―952―8233
管轄区域　岐阜県、愛知県及び三重県
⑻　中国四国防衛局
受付窓口　中国四国防衛局総務部契約課
所在地　〒730―0012　広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎４号館
電話　082―223―7233
管轄区域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
⑼　九州防衛局
受付窓口　九州防衛局総務部契約課契約審査第１係
所在地　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎
電話　092―483―8829
管轄区域　福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県
⑽　熊本防衛支局
受付窓口　熊本防衛支局総務課契約班
所在地　〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１－11
電話　096―368―2174（内線302）
管轄区域　熊本県、宮崎県及び鹿児島県
⑾　沖縄防衛局
受付窓口　沖縄防衛局総務部契約課契約審査第１係
所在地　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９
電話　098―921―8142（内線157）
管轄区域　沖縄県

別記２　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館
関東地方整備局一元受付ヘルプデスクあて
電話　048―600―6670

別記３　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号　06―7506―9497

競争参加者の資格に関する公示

（仮称）気仙沼市南郷地区災害公営住宅基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年10月26日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　本部長　望月　常弥

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

１　業務概要
⑴　業務名称　（仮称）気仙沼市南郷地区災害公営住宅基本実施設計等業務
⑵　業務概要
・建築基本実施設計・積算
・設備基本実施設計・積算
・屋外土木基本実施設計・積算
・造園基本実施設計・積算
・許認可等に関する行政協議資料等の作成
・設計意図伝達業務
⑶　履行期限　契約締結日翌日から平成27年３月31日（予定）
（１次指定）建築（建物）、電気設備、機械設備、屋外整備（土木・造園）工事の基本設計、実施設計、数量積算の完了　契約締結日翌日から平成25年７月26日（予定）
（２次指定）建築（建物）、電気設備、機械設備、屋外整備（土木・造園）工事の積算完了　契約締結日翌日から平成25年８月30日（予定）

２　申請の時期　平成24年10月26日から平成24年11月５日までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし正午から午後１時の間は除く）まで。）

３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「設計共同体としての競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成24年10月26日から（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く））、設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
交付場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部契約チーム　電話03―5323―2574
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所　⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月29日官報（政府調達第204号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　資格　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
・構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑤の条件については設計共同体の代表者が満たしていること。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構の関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑤　業務実績として、平成14年度以降において元請として受注し、完了した下記に示す実績を１件以上有すること。（対象業務は、施工中の建築物も含めるものとします。）
・６階以上かつ延床面積3,000㎡以上のＲＣ造の集合住宅の基本設計及び実施設計業務。
⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体協定書　設計共同体協定書は、３⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16.7.1付34―14）別紙に従い作成すること。